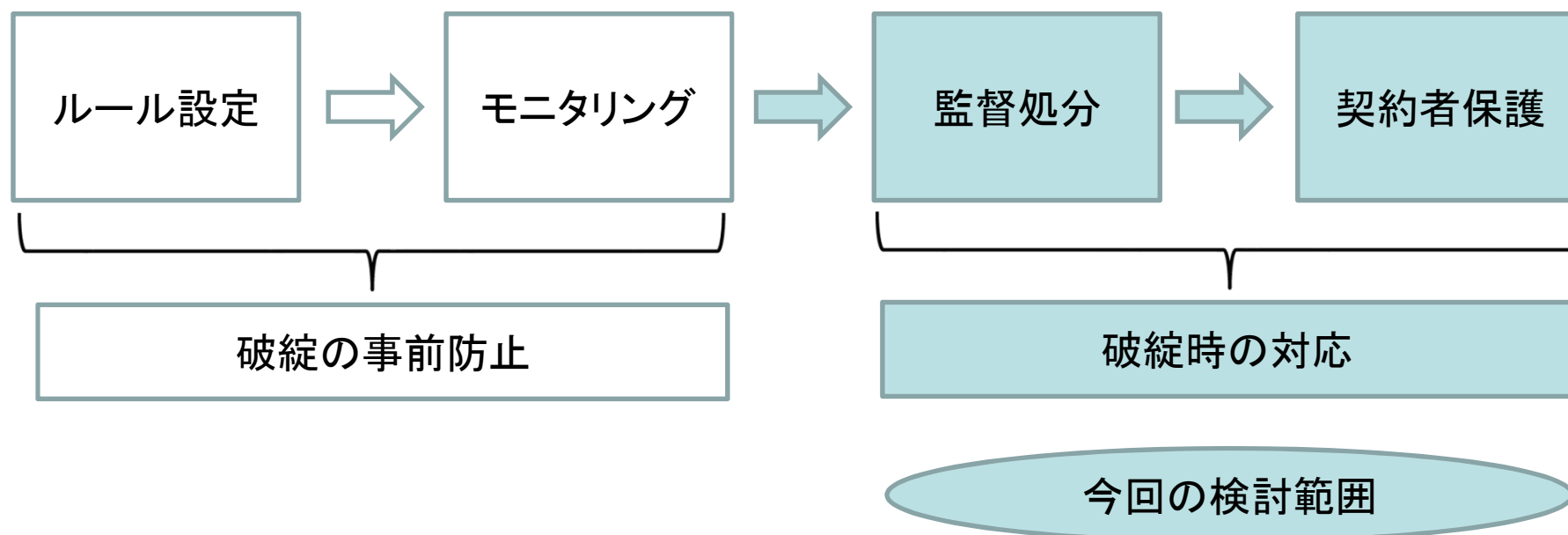


# 保険法人の破綻リスク・破綻時の対応

# 本日の検討会でご議論いただきたい事項



○保険法人の破綻リスクに関する検討は、「破綻の事前防止」「破綻時の対応」の二つに大別されるものと考えているが、今回の検討会においては「破綻時の対応」について検討を行いたい。

<論点1>

保険法人破綻時のセーフティネット構築の必要性。必要な場合の対応規模、対応方法。

<論点2>

破綻処理の円滑な遂行を図る上で検討すべき制度等はあるか。

# I . 現状

# たてもの(株)の破綻について

○たてもの株式会社(平成21年9月17日指定)は、業績の不振等を理由に平成23年9月14日に業務廃止許可。

## 1. 経緯

- 平成23年7月7日 新規保険引受業務の休止申請を許可(同年8月31日まで)
- 平成23年8月31日 保険等の業務の一部停止を命令(同年9月30日まで)
- 平成23年9月14日 保険等の業務の廃止申請を許可

## 2. 業務廃止の理由

業務の不振※及び財務基盤強化のための資本増強が実現できなかったことにより、保険等の業務を適正かつ確実に運営していくことが困難となったため

※当初の事業計画どおりのマーケットシェアを確保できなかったため、販管費を賄うための収入を確保できず債務超過に陥った。

## 3. 再発防止策

- ・各保険法人の事業計画及び収支予算(毎年度国土交通大臣が認可)を確実に履行するため、四半期ごとのモニタリングを導入(平成23年度検討、平成24年度から導入)
- ・保険法人指定基準の厳格化(黒字化が見込まれるまでの期間:10年⇒5年【平成27年告示改正】)

# たてもの(株)の破綻について

○たてもの(株)は業務開始以降、連続して営業損失を計上、これらの累積が資本金等を上回り債務超過に陥った。

平成21年9月17日 保険法人の指定

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度※
売上高	—	49	139	76
売上原価		29	157	29
販管費		381	389	117
営業損益		▲ 362	▲ 407	▲ 70
経常損益	▲ 25	▲ 361	▲ 392	▲ 66
当期純損益	▲ 25	▲ 361	▲ 392	▲ 60
資本金		553	553	603
資本準備金		0	0	50
利益剰余金		▲ 386	▲ 778	▲ 838
純資産	▲ 22	167	▲ 225	▲ 185

※平成23年7月末時点

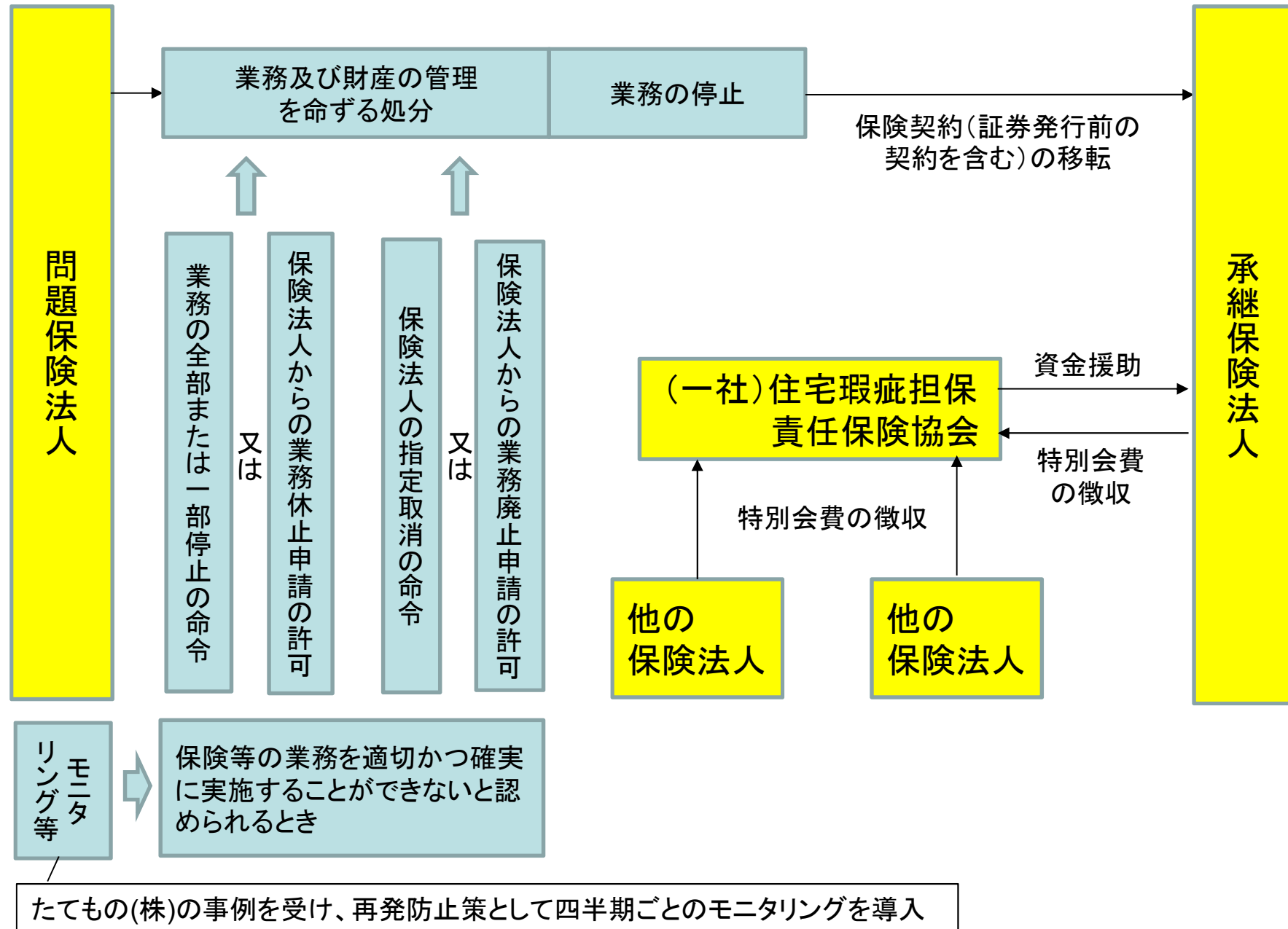
○保険契約引受状況(平成23年9月13日時点)

- ・契約件数：10,405件(内、証券発行済み:3,810件。証券発行前:6,595件)
- ・事業者数(契約者数)：441事業者

○承継保険法人への資金援助の額 1.4億円

- ・責任準備金の毀損分
- ・証券発行前の契約に今後必要となる費用(一部、証券発行済み契約の未払分を含む)
- ・移転に伴う事務コスト

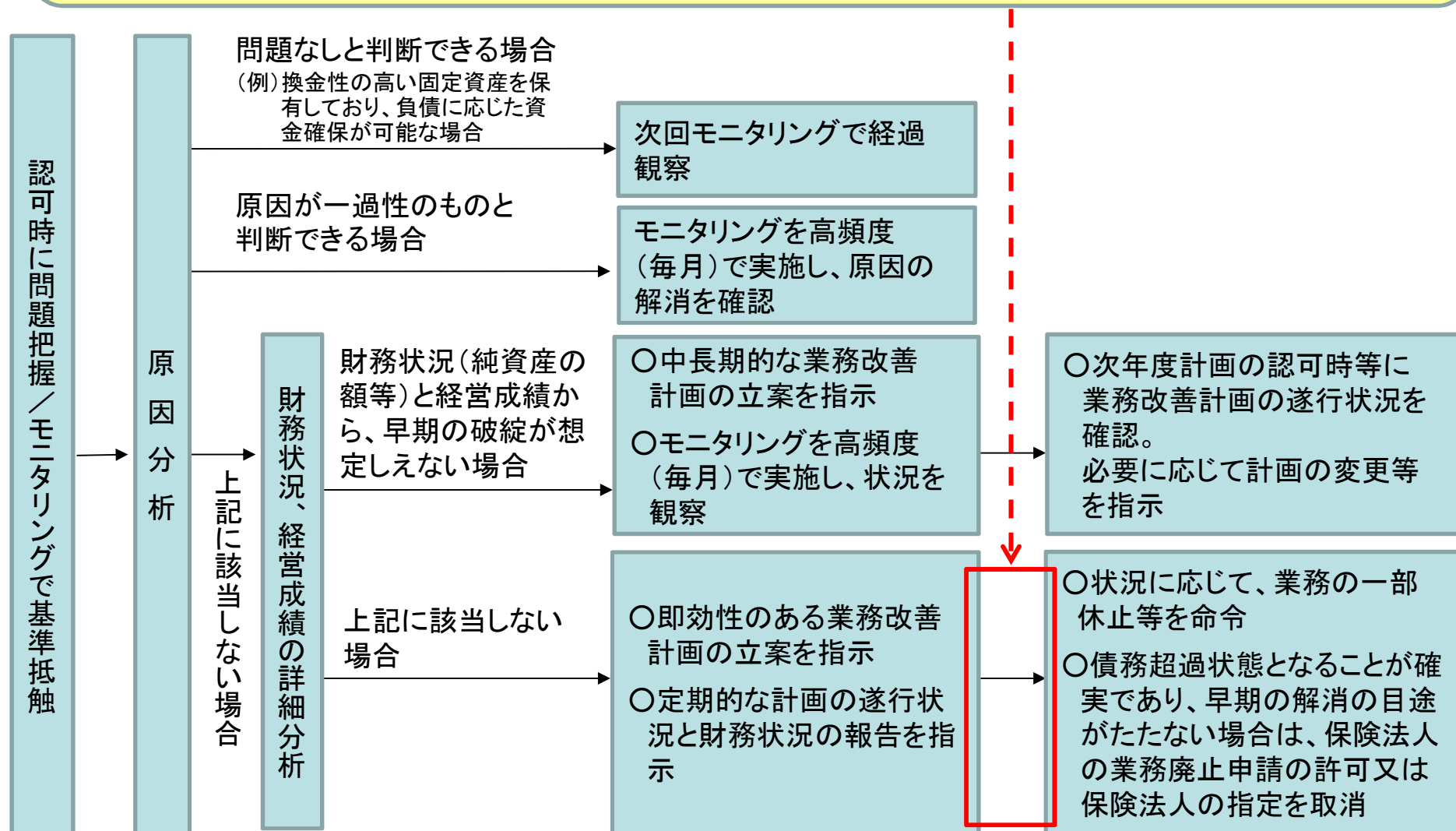
# たてもの(株)の事例に即した保険法人の破綻処理の流れ



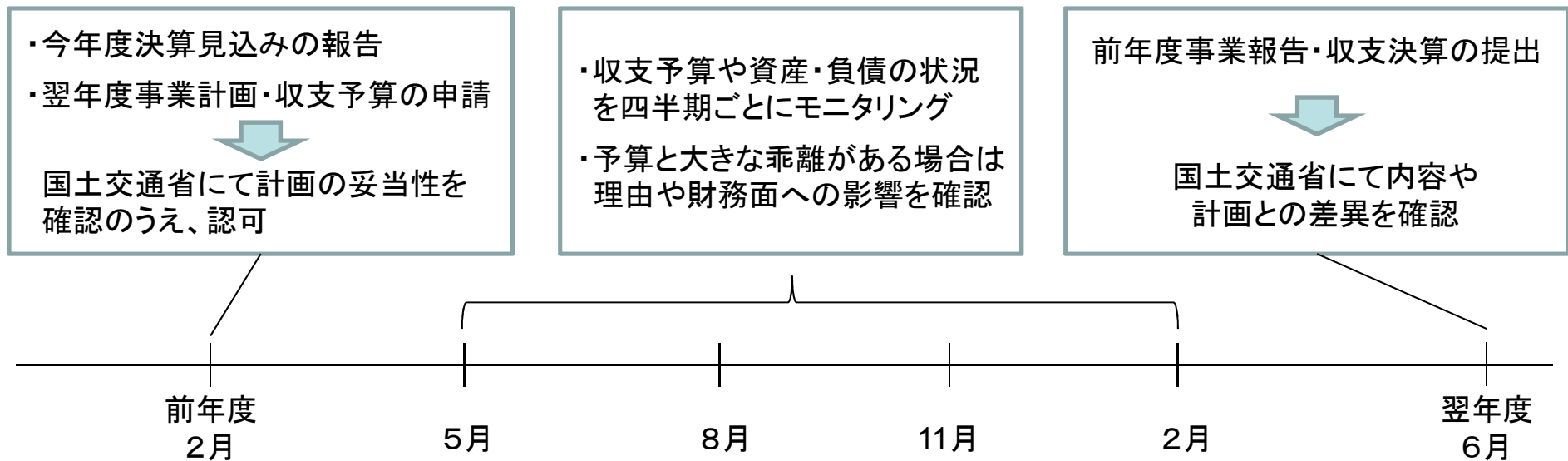
たてもの(株)の事例を受け、再発防止策として四半期ごとのモニタリングを導入

# 問題把握後の対応

○保険法人破綻時の契約者保護を図るためには、事業計画、収支予算・決算の内容の確認やモニタリングにより状況の悪化を早期に把握し、債務超過を発生させないよう、健全な保険法人への早期の契約移転、保険法人の指定の取消等を行うことが重要となる。



○毎年度、保険法人より事業計画・収支予算の認可申請や事業報告・収支決算の提出を受けてその内容を確認するとともに、四半期ごとに収支予算及び資産・負債の状況をモニタリングしている。



## <財務状況モニタリングの確認指標>

指標	算出方法	基準値
資金余力月数	(現金及び預金＋有価証券)／月ごとの営業支出	3ヶ月
流動比率	流動資産／流動負債	120%
当座比率	当座資産*／流動負債	100%

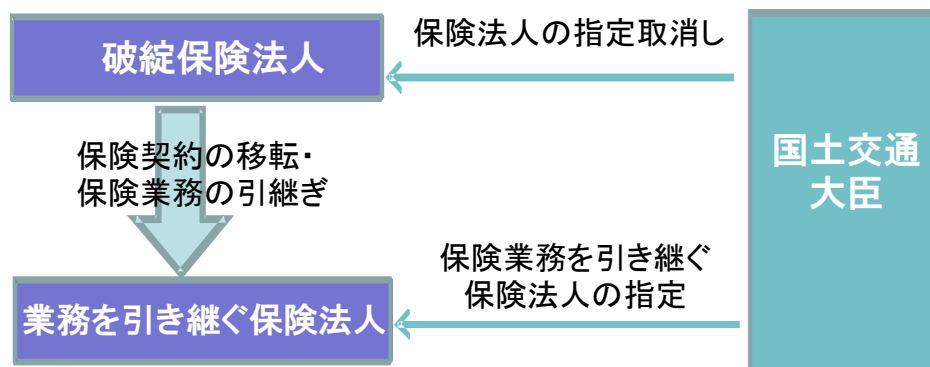
\* 当座資産: 現金及び預金＋売掛金＋有価証券(流動資産計上分)－貸倒引当金



# 業務の承継

- 住宅瑕疵保険においては、保険法人の指定を取り消した場合等は、国土交通大臣が指定する保険法人に業務を引き継ぐものとされている。
- たてもの(株)破綻時には、保険法人の意思を確認しつつ、各法人の取得している認可内容も踏まえて承継法人を指定。

## 1. 保険法人が指定を取り消された場合の仕組み



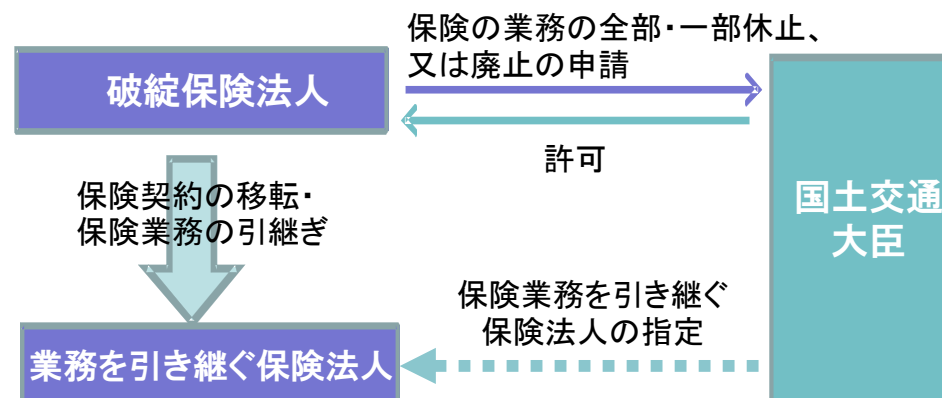
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(抄)

(指定の取消しに伴う措置)

第三十一条 保険法人は、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その保険等の業務の全部を、当該保険等の業務の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における保険等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

## 2. 保険法人が業務廃止等を申請した場合の仕組み



特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(抄)

(業務の休廃止)

第二十九条 保険法人は、国土交通大臣の許可を受けなければ、保険等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 国土交通大臣が前項の規定により保険等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該保険法人に係る指定は、その効力を失う。
- 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

# 業務の承継

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(抄)

(保険等の業務の引継ぎ)

第三十九条 法第二十九条第一項の規定による保険等の業務の全部又は一部の廃止の許可に係る保険法人(当該許可の条件として、その保険等の業務の全部又は一部を、当該保険等の業務の全部又は一部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継ぐこととされたものに限る。)及び法第三十条第一項又は第二項の規定による指定の取消しに係る保険法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 国土交通大臣が指定する保険法人に帳簿その他の保険等の業務に関する書類を引き継ぐこと。
- 二 国土交通大臣が指定する保険法人に保険契約に係る責任準備金及び支払備金に相当する額を引き渡すこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(抄)

(指定の取消し等)

第三十条 国土交通大臣は、保険法人が第十七条第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、保険法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて保険等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 保険等の業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 不正な手段により指定を受けたとき。
- 三 第十八条第二項、第二十二條から第二十五條まで又は前条第一項の規定に違反したとき。
- 四 第二十条第二項、第二十一条第三項又は第二十七条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第二十一条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで保険等の業務を行ったとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により保険等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

# 保険契約の移転

- たてもの(株)破綻時には、保険契約の移転について住宅事業者(保険契約者)等から個々に同意を取得。
- たてもの(株)破綻時には、責任準備金の毀損分に加え、証券発行前の契約に今後必要となる費用等を承継保険法人に資金援助。

## <住宅事業者(保険契約者)等の同意取得>

- たてもの(株)と承継保険法人の連名で、保険契約(契約の管理に必要な事業者届出・事業者登録情報等を含む)の移転を通知。期日(送付日の約1ヶ月後)までに異議の申し出がない場合は承諾とみなした。
- 住宅事業者が倒産等で連絡のとれない場合は、住宅取得者に同様に通知。  
⇒約750通送付し、異議はなし。

## <資金援助>

### ○承継保険法人へ1.4億円の資金援助

- ・責任準備金の毀損分
- ・証券発行前契約※につき今後必要となるコスト  
(一部、証券発行済み契約の未払分を含む)
- ・移転に伴う事務コスト

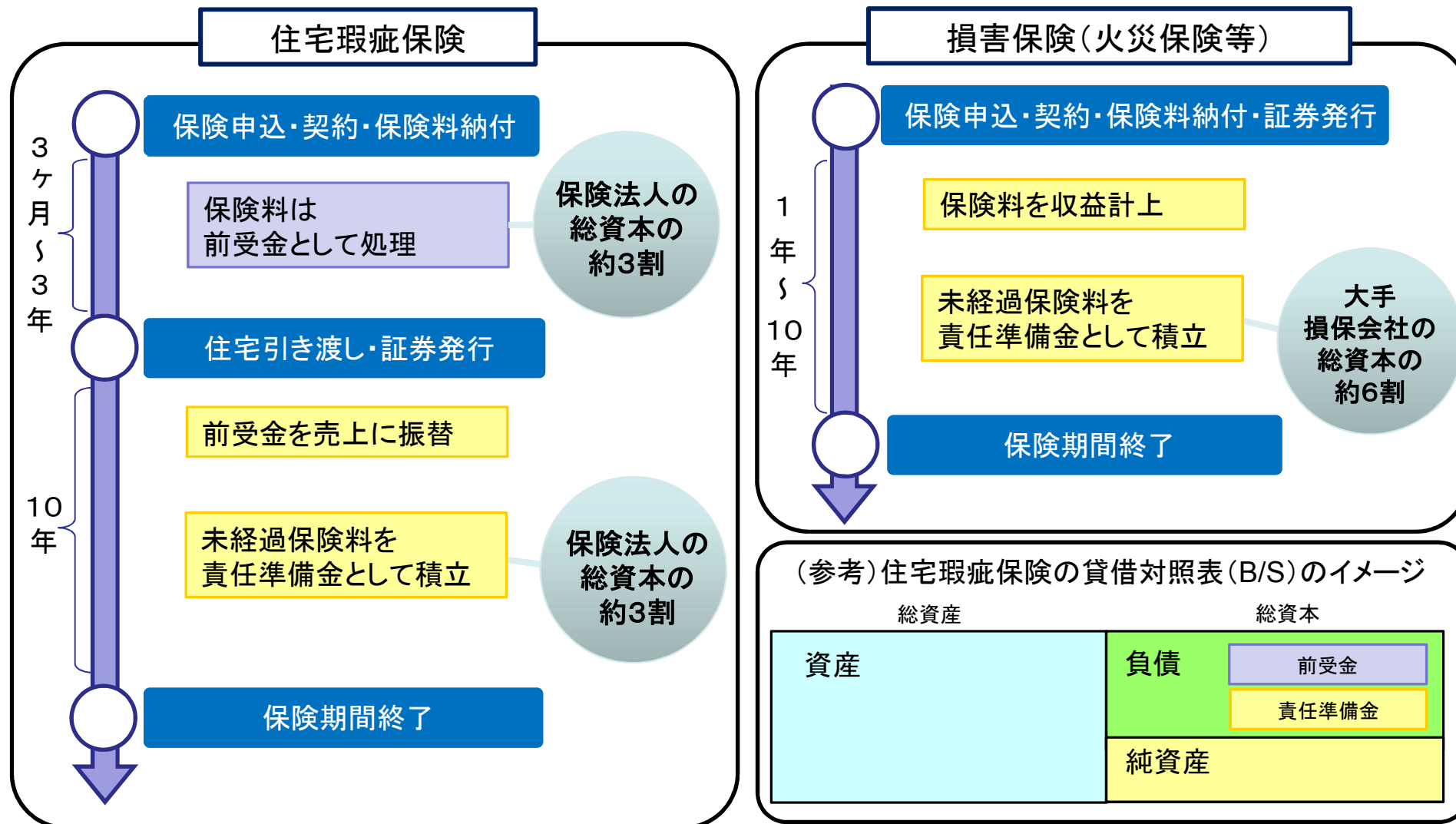
※業務廃止許可の前日時点で引受件数の6割以上が証券発行前((証券発行前)6,595件/(引受)10,405件)

<内訳>		(単位:百万円)
再保険料	87	
責任準備金	27	
検査料	16	
解約返戻金の未払分	6	
付加保険料相当分(取次店手数料等)	3	
移転に伴う事務コスト(契約者宛通知、債権者宛通知等)	2	
合計	142	

- (一社)住宅瑕疵担保責任保険協会(以下「保険協会」)が残存の保険法人(承継保険法人を含む5法人)から1.4億円を徴収(保険協会の特別会費として徴収)。承継保険法人が上記費用を支出するたび、保険協会との間で精算。

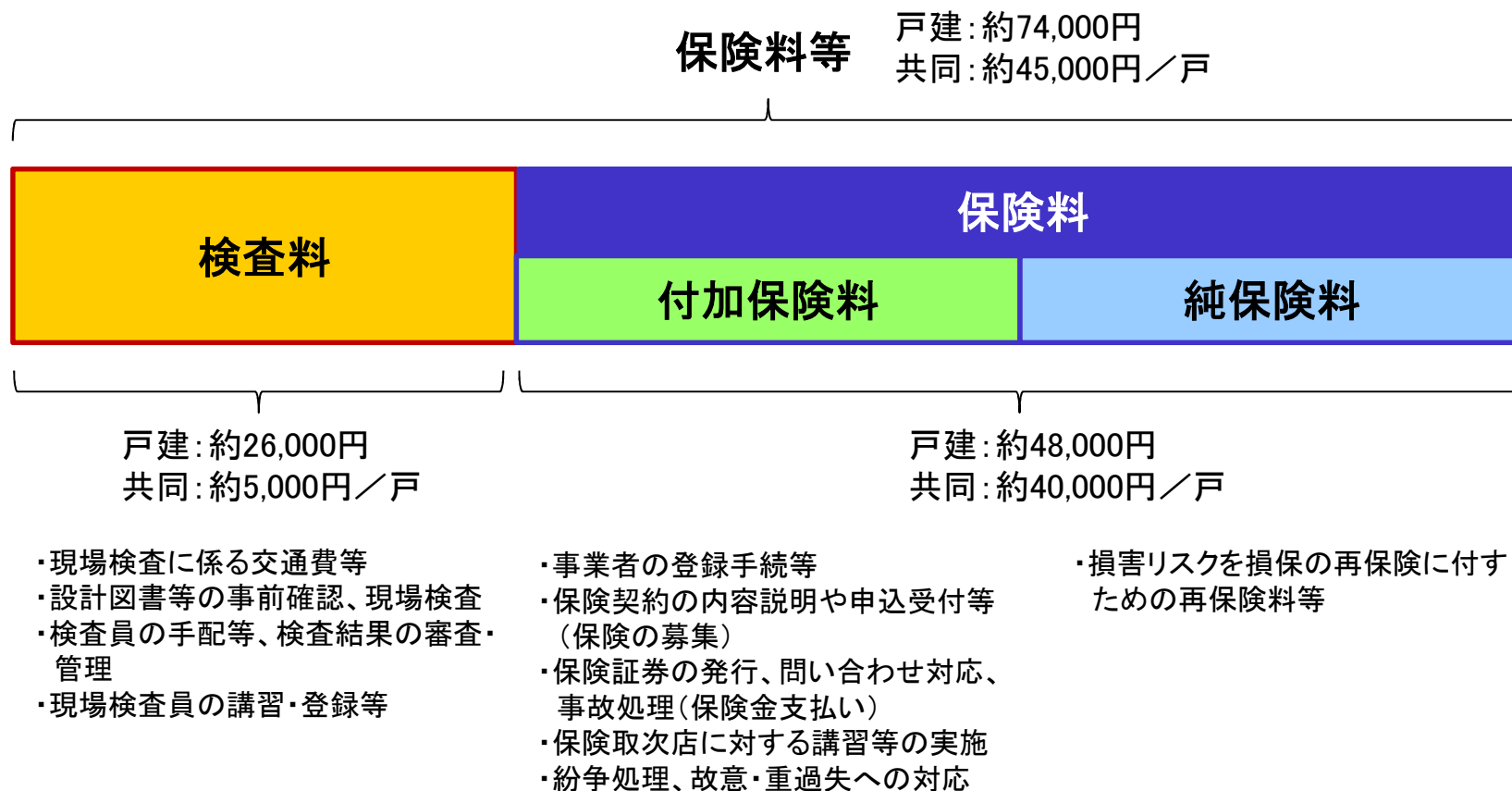
# (補足)住宅瑕疵保険と損害保険の違い

- 住宅瑕疵保険では、住宅着工前の保険契約・保険料納付から、住宅引渡後の証券発行まで、比較的長い期間を要する。会計上は、この間の保険料は「前受金」として負債に計上される。
- 保険法人の業務の承継にあたっては、証券発行前の保険契約の円滑な引継ぎが必要。



# (補足)保険料等の構成

- 住宅瑕疵担保責任保険に加入するための料金(保険料等)は、検査料と保険料(付加保険料と純保険料)により構成される。
- 保険料等は各社が設定し、国土交通大臣が認可。

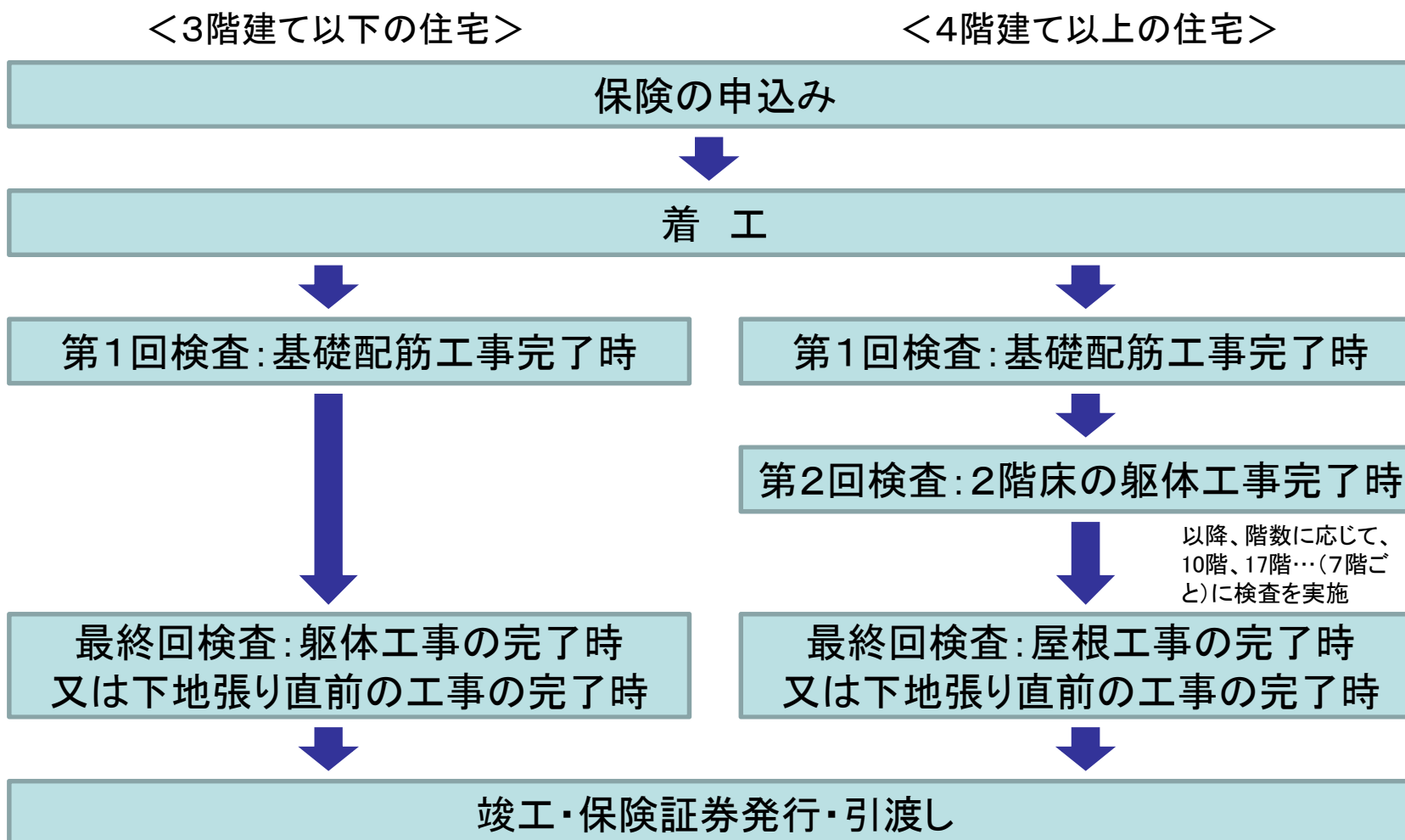


※保険料等の算定は、戸建住宅は床面積120㎡、共同住宅は20戸・延床面積1,800㎡、平均専有面積75㎡、割引適用なしの場合のもの。(所定の条件を満たす場合、純保険料又は付加保険料の割引を実施。)

※所定の条件を満たす場合、保険の検査の一部を他の検査で代えることにより、保険の検査料を低減させることができる。

# (補足)住宅瑕疵担保責任保険の現場検査

○住宅瑕疵担保責任保険の加入に当たっては、建設業者・宅建業者のモラルハザードを防止し、保険制度の安定運営を図る観点から、工事中に保険法人による現場検査を受ける必要。



## 経営の健全性確保のための措置

- 役員を選任・解任について大臣認可(履行法20条)
- 業務規程の制定・変更について大臣認可(履行法21条)
- 毎年度の事業計画・収支予算について大臣認可(履行法22条)
- 毎年度の事業報告書・収支決算書について大臣に提出(履行法22条)
- 財務・会計に関する事項(履行法23条～26条)
  - ⇒ 普通責任準備金、異常責任準備金の積立て(規則32条)
  - ⇒ 資産の運用方法の制限(規則36条)
- 大臣による監督命令(履行法27条)
- 大臣による報告徴収、立入検査(履行法28条)
  - ⇒ 四半期ごとの財務状況モニタリング(H24年～)

## 指定の取消し等

- 大臣は、保険法人が業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合等には、指定の取消し、期間を定めて業務の全部又は一部の停止命令をすることができる。(履行法30条)
- 指定の取消しに係る保険法人は、大臣が指定する保険法人に保険等の業務を引き継がなければならない。(履行法31条)

指定の取消し

法人指定

経営の健全性確保

## 指定基準

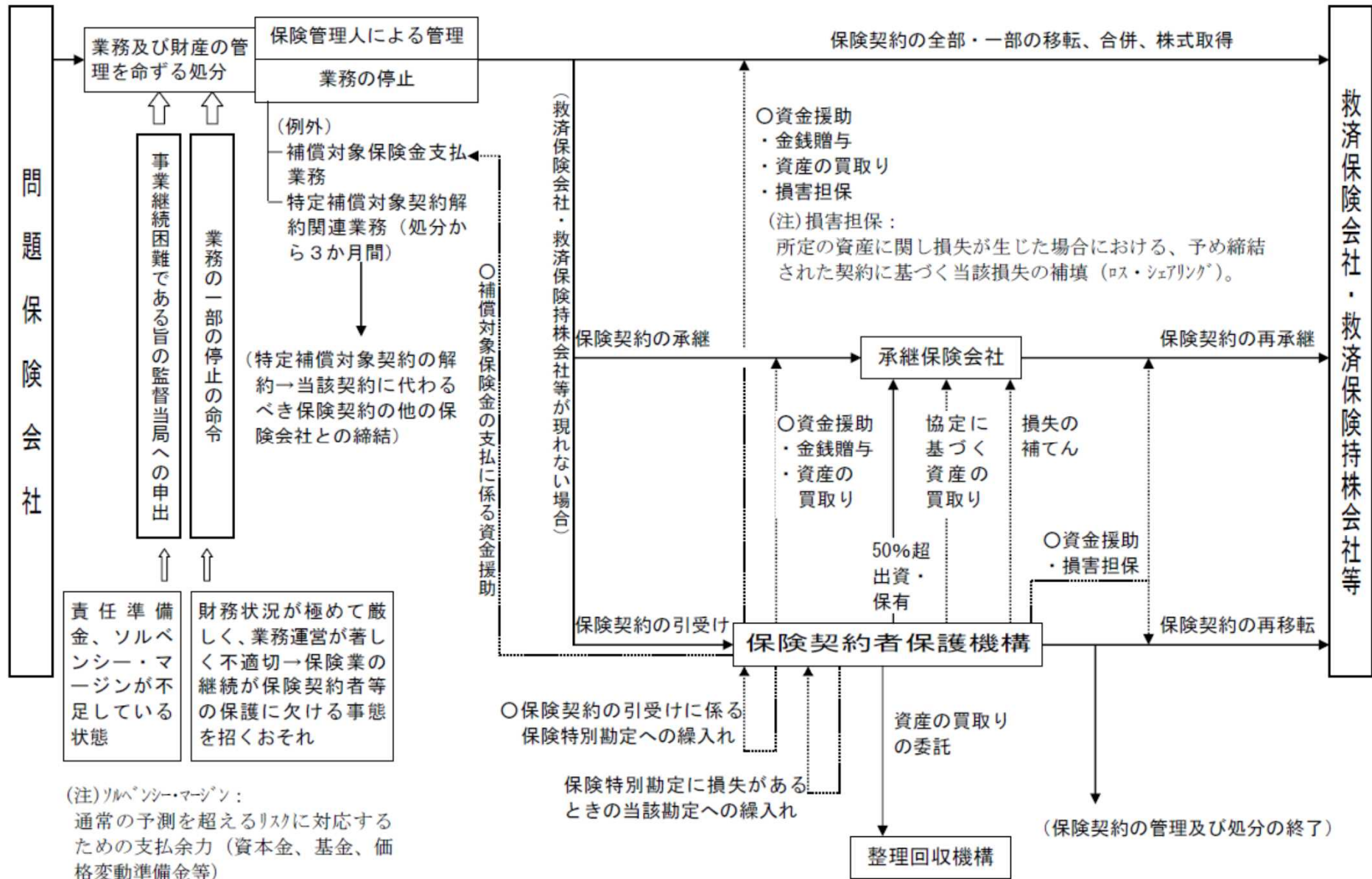
- 住宅瑕疵担保履行法(17条)、規則(23条、24条)、告示により、業務を適確に実施できる財産的基礎や体制等について確認。
- 基準の一部見直し(黒字化が見込まれるまでの期間: 10年⇒5年)【H27告示改正】

業務の休廃止

## 業務の休廃止

- 大臣の許可が必要(履行法29条)
- ※ 許可の条件として、保険等の業務の全部又は一部を大臣が指定する保険法人に引き継ぐこととすることができる。

# (参考) 保険業法手続による保険会社の破綻処理の基本的な流れ 国土交通省





## 損害保険契約者保護機構の設立経緯

保険業界においては、1996年より、「保険契約者保護基金」制度が導入されていたが、この制度については破綻保険会社の移転等を受け入れる救済保険会社が現れなければ機能しないという問題点が指摘されていた。そこで、救済保険会社が現れない場合でも対応できる制度として、1998年6月の改正保険業法により「保険契約者保護機構」が導入されることとなったのを受け、1998年12月に損害保険業を営む会社全社(再保険専門会社等、保険業法により加入義務のない一部の会社を除く)が参加して「損害保険契約者保護機構」を設立した。〈会員数:40社(平成30年1月1日現在)〉

## 損害保険契約者保護機構の業務内容

- (1) 破綻保険会社の保険契約の移転等を受け入れる救済保険会社に対して資金援助を行うほか、次の場合に資金援助を行う。
  - (a) 保険契約の承継(破綻保険会社から承継保険会社への契約移転等)
  - (b) 保険契約の再承継(承継保険会社から他の保険会社等への契約移転等)
  - (c) 保険契約の再移転(保護機構から他の保険会社への契約移転)
- (2) 救済保険会社が現れる見込みがないときは、機構自身が保険契約の引受けを行うほか、機構が子会社として承継保険会社を設立することにより、保険契約の継続を図る。
- (3) 会員が一時的な資金事情により保険金等の支払いを停止するおそれがあるときは、当該会員に対し、資金の貸付けを行うことができる。
- (4) 会員が業務停止命令等により保険金等の支払を停止したときは、一定の保険契約者等に対して補償対象となる保険金等の範囲内で資金の貸付を行うことができる。
- (5) その他次の業務を行う。
  - (a) 補償対象保険金の支払に係る資金援助
  - (b) 補償対象契約に係る保険金請求権等の買取り
  - (c) 保険管理人又は保険管理人代理の業務
  - (d) 更生特例法の規定に基づく保険契約者表の作成等の業務
  - (e) 清算保険会社の資産の買取り

※「承継保険会社」とは、保護機構の出資により設立された子会社(保険契約の承継を行うことを主な目的とする保険会社)のことです。

※「保険契約の承継」とは、承継保険会社が契約移転等により破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、かつ、引き継いだ契約の管理及び処分を行うことです。

# (参考)損害保険契約者保護機構の概要

## 補償の内容

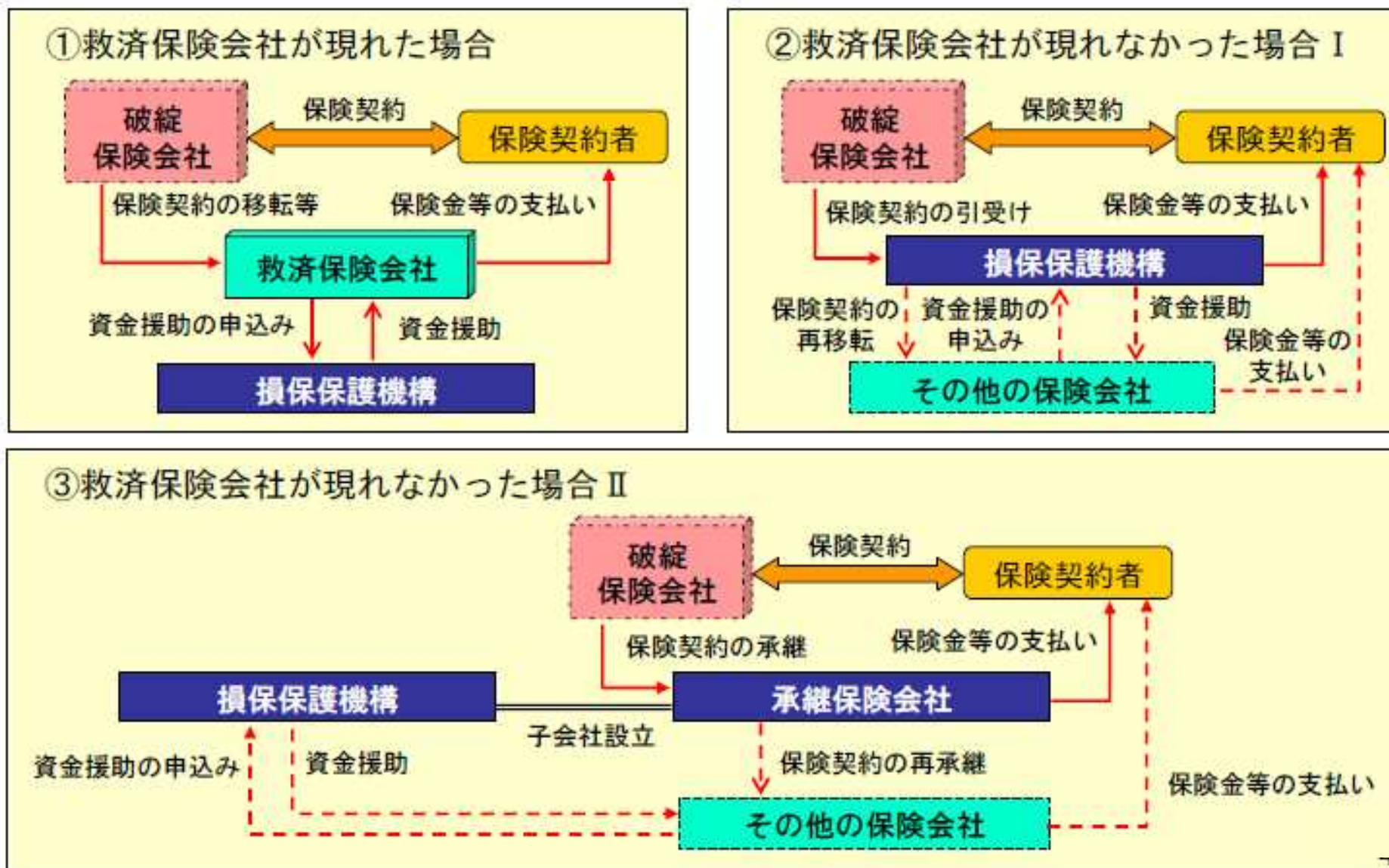
- (1) 補償対象となる保険契約
  - ・家計地震保険契約、自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険
  - ・上記以外のいわゆる損害保険契約(火災保険・賠償責任保険・動産総合保険等)  
※個人・小規模法人・マンション管理組合を保険契約者とする場合に限る。
  - ・医療保険、傷害保険等
- (2) 補償率
  - ・責任準備金の80%(家計地震保険契約及び自動車損害賠償責任保険契約は100%)  
ただし、破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故については、支払われるべき保険金の額の100%。

## 財源

- ・財源は、会員損害保険会社からの負担金により賄われる。  
(収入保険料及び責任準備金の割合に応じて分担)  
各事業年度に各会員が納付すべき負担金及び運営金(運営費用に充当)の合計額は50億円を超えないものとしている。
- ・負担金は事前拠出制によりあらかじめ「保険契約者保護資金」として積立。資金援助等に要する費用が現に積み立てられている保険契約者保護資金を上回ることとなる場合には、保険契約者保護機構が借入れを行うことにより対応(借入限度額:500億円)。
- ・前年度末の保険契約者保護資金の残高が500億円を超える場合は、負担金の納付を要しないこととしている。

# (参考)損害保険契約者保護機構の概要

## <保険会社破綻時のスキーム>



## Ⅱ. 課題

## <論点1>

- ・保険法人破綻時のセーフティネット構築の必要性。
- ・必要な場合の対象契約、対応規模(想定額／現実的な負担額)、対応方法。

## <論点2>

- ・破綻処理の円滑な遂行のため、導入を検討すべき制度等。
- ・包括移転制度の導入の是非。検討すべき場合の留意点。
- ・他に検討すべき制度等はないか。

# <論点1>セーフティネット構築の必要性

○金融全般で破綻法人発生時の消費者保護スキームが業界内で構築されており、生損保業界においても平成8年に保険契約者保護基金が設立され、平成10年に保険契約者保護機構が設立されている。

○昨今の経済情勢や現在の保険法人の経営状況からして喫緊の課題とはいえないものの、将来的に住宅瑕疵保険においても同様のスキームの必要性を検討すべきではないか。

## <各業界の対応の概要>

			保護される額	対象者	主たる財源
損保	損害保険契約者保護機構	損保会社の破綻等の際に、保険契約者の保護を図る。	責任準備金等の80~100% ※保険種類等により異なる。 ※高予定利率契約の例外規定あり。	個人、小規模法人、マンション管理組合のいずれかに該当する保険契約者 (ただし、家計地震保険、自賠責保険、自動車保険、疾病・傷害に関する保険は全保険契約者が対象)	損保会社の拠出する負担金
生保	生命保険契約者保護機構	生保会社の破綻等の際に、保険契約者の保護を図る。	責任準備金等の90% ※高予定利率契約の例外規定あり。	保険契約者の属性による区別はなし	生保会社の拠出する負担金
銀行等	預金保険機構	金融機関の破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の確保を図る。	決済用預金: 全額保護 一般預金等: 金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までと破綻日までの利息等	預金者の属性による区別はなし	金融機関の支払う保険料
証券会社	日本投資者保護基金	証券会社の破綻等の際に、分別管理の義務違反によって、お客さまの金銭や有価証券を返還することができない場合、補償の支払いを行う。	投資者1人当たり上限1,000万円	プロの投資者 <sup>※</sup> を除く一般の投資者  ※・適格機関投資家(銀行、証券会社、保険会社等) ・国、地方公共団体等	証券会社の拠出する負担金

# 契約者保護の必要性(1号保険)

○新築住宅の保険(履行法に定める「住宅瑕疵担保責任保険契約」。1号保険)については、社会的影響の大きさや一種の義務保険であることから、セーフティネットの構築が必要であり、基本的に100%の補償割合が求められるのではないか。

## <考慮すべき要素>

信頼の確保	住宅瑕疵担保責任保険は、住宅事業者の資力確保措置として設けられた公共性の高い保険であり、制度に対する信頼性を確保する必要がある。
保護すべき対象	保険契約者は住宅事業者であるが、住宅事業者の資力確保により、最終的には住宅取得者の保護を図ることを目的とした保険である。
自己責任の問いにくさ	○供託を行わない場合は付保が必須となる、一種の義務保険である。 ○保険期間が10年と長期に渡り、将来の変化を見通した選択を期待することは困難である。
代替手段がない	一般の損害保険では、破綻時に健全な保険会社に契約を乗り換えることもできるが、住宅瑕疵担保責任保険では解約が禁止されており、乗り換えを行うことができない。

## <参考> 損害保険契約者保護機構の保険金支払いの補償割合

家計地震保険 自賠責保険	右記以外の疾病・ 傷害に関する保険	左記以外の損害保険 (自動車保険、火災保険等) 短期傷害、特定海旅
100%	90%	80% (破綻後3ヶ月間は100%)

## <参考> 損害保険契約者保護機構の 対象となる保険契約者

家計地震保険 自賠責保険、自動車保険 疾病・傷害に関する保険	左記以外
全保険契約者	個人、小規模法人、 マンション管理組合

# 契約者保護の必要性(2号保険)

○既存住宅の保険(2号保険)においても、住宅の持つ社会的影響の大きさを考慮すれば、セーフティネットの構築は必要と考えられるが、1号保険に比較すると優先度は低いものと考えられる。

	付保義務	保険期間	解約	他契約への乗り換え
1号保険	あり	10年	不可能	不可能
2号保険	なし	1~5年	可能	不可能

## <2号保険の主な商品>

種 類	対象契約	補償対象部分
リフォーム瑕疵保険	リフォーム工事の請負契約	リフォーム工事部分 ※構造・防水部分も対象とする商品あり
大規模修繕工事瑕疵保険	共同住宅の大規模修繕工事の請負契約	構造・防水部分 ※設備等も対象とする商品あり
既存住宅売買瑕疵保険(宅建売)	既存住宅の買取再販等における売買契約	構造・防水部分 ※設備等も対象とする商品あり
既存住宅売買瑕疵保険(個人間売買)	既存住宅の個人間売買における売買契約	構造・防水部分 ※設備等も対象とする商品あり
延長保証保険	1号保険の延長保証	構造・防水部分 ※設備等も対象とする商品あり

## <参考 保険契約申込件数> (単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1号保険	492,497	529,867	560,865
2号保険	11,373	13,726	16,068

\* 大規模修繕工事瑕疵保険を除き、共同住宅は戸室数をカウント



# 対応の規模感

- たてもの(株)破綻時には、承継保険法人に1.4億円の資金援助を実施。
- 想定される破綻の形態や市場規模を考慮すれば、モニタリングを着実に行うことにより、これを大きく上回るコストの発生は防止可能と考えられる。

## ○想定すべき破綻の形態

※ (P27留意点 参照)	巨大損害	業界内のみで対応できる規模でなく、再保険、住宅保証基金の活用等により対応する必要(第1回～第3回で検討)。
×	運用環境の悪化	資産運用の範囲が厳格に制限されており、想定しづらい。
○	継続的な経営の悪化	売り上げが継続的に減少し、固定費用を捻出できない状態が継続。 ※経済環境の悪化、競争の結果としてのシェア減少等による発生の可能性は否定できない。

↓  
モニタリングにより兆候を把握可能であり、利益剰余金を費消し、資本の増強等を検討すべき状況となる前に把握可能でないか。

(参考)

平成28年度末時点の保険法人の純資産：661百万円～2,318百万円(平均1,652百万円)  
内、資本金+資本準備金：300百万円～1,500百万円(平均1,043百万円)

## ○損害保険と住宅瑕疵保険の市場規模

### <損害保険>

損害保険契約者保護機構 会員会社の収入保険料 <sup>※1</sup> の合計(平成28年度) <sup>※2</sup>	保険契約者保護資金
10兆6,896億円	約500億円 <sup>※3</sup> <small>(資金援助等に要する費用が資金を上 回る場合、500億円を限度に金融機関か らの借り入れが可能)</small>

### <住宅瑕疵保険>

保険法人の売上高 の合計(平成28年度) <sup>※4</sup>
314億円 内、1号・2号会計の売上高 <sup>※5</sup> 250億円

※1 元受正味保険料(含む収入積立保険料)に受再正味保険料を加えたものであり、損害保険契約者保護機構の負担金算出の際に用いられる指標。

※2 平成30年1月1日時点の会員会社の収入保険料の合計。数値は各社ディスクロージャー誌、外国損害保険協会公表資料による。

※3 前年度末の残高が500億円を超える場合は、負担金の納付を要しないこととしている。平成28年度末時点の残高は50,191,955,020円。

※4 全5法人の合計。

※5 1号保険、2号保険にかかる売上高。保険料の他、検査料等も含む。

- 制度の実効性を図るには、制度維持のための負担についても考慮する必要がある。
- 金融他業界では有限の補償となっている点や、住宅瑕疵保険制度では破綻リスクを最小とするため安全サイドにたった業務運営を行っている点を考慮すれば、保険法人が現実的に対応可能な範囲での規模にすべきと考える。

＜損害保険契約者保護機構会員会社の合計値※＞ (単位: 億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年平均
当期純利益	1,557	2,003	3,619	5,587	6,269	3,807

※平成30年1月1日時点の会員会社の合計値。数値は日本損害保険協会公表資料及び各社のディスクロージャー誌による。

⇒損害保険契約者保護機構では、年間の負担金を運営金とあわせて50億円を超えないものとしており、負担の上限が当期純利益の概ね1～3%程度の水準という結果となっている。

＜保険法人5法人の合計値＞ (単位百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年平均
当期純利益	974	1,034	817	1,481	863	1,034

⇒仮に当期純利益の2%水準の負担が相応とした場合、年間2千万円程度の負担となる。

# 対応方法案

## 【前提】

保険契約者保護を最優先するため、モニタリング等の着実な実施を通じて可能な限り早期に財務状況悪化の兆候を把握し、保険法人の協力を得つつ、早期の契約移転(必要に応じて指定の取消)等必要な対応を行う。

### <案1>

毀損分の補てんの手当は行わず、財務状況悪化の際の新規契約の引受停止、契約移転の命令、指定の取消の早期化のみで対応する。(確実に責任準備金等の毀損が発生しないようにする。)

### <案2>

保険契約者保護基金※等、責任準備金等の毀損分の補てんにより保険契約者及び住宅取得者の保護を図る仕組みを設け、全保険法人が事前に負担金を拠出する。

### <案3>

事前に破綻法人発生時の負担金拠出ルールのみを設け、実際の拠出は破綻法人発生時に拠出する。

### <案4>

保険契約者保護基金※等を設け、全保険法人が負担金を拠出する。負担金の拠出は複数年度(10年程度を想定)に渡り、積み上げを行う。

積み上げ満了前に破綻法人が発生し、資金に不足が生じる場合は、予め定められたルールに従い、残存法人が一時に負担を行う。

(案2と案3の折衷案)

留意点: 巨大損害への対応のための制度整備との調和、保険法人の負担にも配慮した対応が必要。詳細制度設計に当たっては、保険商品の内容や保険法人の実務運営に密接に関係するため、実務者レベルでの検討が必要。

※生損保業界においては保険契約者保護機構を設立し、救済保険会社が現れない場合も対応できるようにしているが、①国土交通大臣が承継保険法人を指定するスキームがあること②機構の設立に伴う費用も相当な額になると思われるため、基金方式が適当。

# 各案の比較

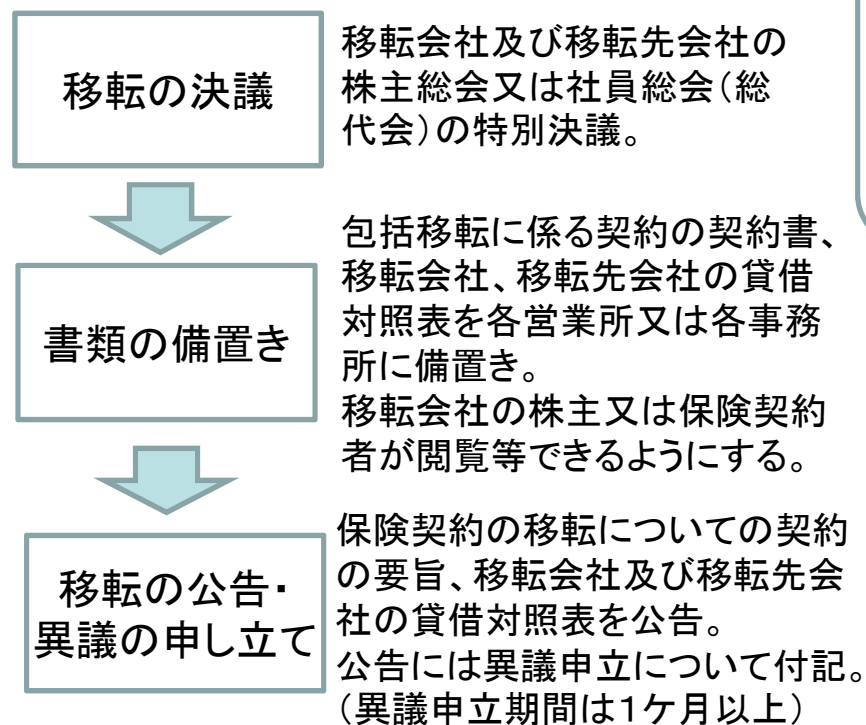
まずは、前ページ記載の【前提】の対応を行いつつ

		メリット	デメリット
案1	毀損分の補てんの手当は行わず、財務状況悪化の際の新規契約の引受停止、契約移転の命令、指定の取消の早期化のみで対応する。(確実に責任準備金等の毀損が発生しないようにする。)	責任準備金等の毀損が発生せず、資金手当が不要となる。	確実に責任準備金等の毀損が発生しないようにするためには、相当に安全サイドにたった基準の制定、当該基準の厳格な運営が必要であり、本来であれば経営の立て直しが可能な場合でも命令を行う場合がある。
案2	保険契約者保護基金等、責任準備金等の毀損分の補てんにより保険契約者及び住宅取得者の保護を図る仕組みを設け、全保険法人が事前に負担金を拠出する。	○案1のデメリットが解消できる。 ○案3, 4に比較すると、残存保険法人の負担が少額となる。	○破綻法人が発生しない場合にも負担金を拠出する必要がある。 ○一時に高額を負担金を拠出する必要がある。
案3	事前に破綻法人発生時の負担金拠出ルールのみを設け、実際の拠出は破綻法人発生時に拠出する。	○案1のデメリットが解消できる。 ○破綻法人が発生しない場合には、資金手当が不要となる。	○破綻法人が発生した場合に急遽、負担金を拠出する必要がある。 ○破綻法人は負担金を拠出できないため、案2に比べて残存の保険法人の負担が大きくなる。
案4	保険契約者保護基金等を設け、全保険法人が資金を拠出する。資金の拠出は複数年度に渡り、積み上げを行う。積み上げ満了前に破綻法人が発生し、資金に不足が生じる場合は、予め定められたルールに従い、残存法人が一時に負担を行う。 (案2と案3の折衷案)	○案1のデメリットが解消できる。 ○案2, 3のデメリットが一定、解消できる。	案2, 案3のデメリットが一定、残存する。

## < 論点2 > 破綻処理の円滑な遂行

- 生損保においては、一定数以上の反対がなければ、移転対象契約者全員が保険契約の移転に賛成したものとみなす「包括移転」の制度が存在する。
- 住宅瑕疵保険は契約者保護を図る観点から、国土交通大臣が指定する保険法人に業務を承継することとされており、生損保と制度が異なると考えられる。  
一方、過去の事例では個々の契約者の同意を取得しており、相応のコストが発生しているため、長期的課題として対応の必要性を検証すべきではないか。

### < 包括移転の手続きの概要 >



異議を述べた移転対象契約者の数が総数の5分の1を超え、かつ、当該契約者の保険契約に係る債権の額が移転対象契約者の当該債権の額の総額の5分の1を超える場合は保険契約の移転は認められない。  
上記いずれかが5分の1を下回る場合は、移転対象契約者全員が保険契約の移転に賛成したものとみなす。

